

政務調査費の透明度調査を実施した理由

2002年9月 全国市民オンブズマン連絡会議

政務調査費とは、地方自治体の議員の調査・研究に必要な経費として、自治体が議員や議会の会派に支出する補助金のことをいう。従来自治体は、補助金名目などで、議員に対して「調査費」を支出してきた。その根拠は、各自治体によってバラバラで、要綱や議会内の取扱い、という形で支出されることが多かった。

当たり前のことだが、調査費は、「調査・研究」の目的外に支出することは、認められない。しかし実際に、この（政務）調査費がどのように使われているか、という実態はなかなか明らかにされてこなかった。そこで以前から、「第2の議員歳費」とか「お手盛り」という批判がされていた。しかし、そもそもこの調査費の中身を公開する、ということすら考えられていなかった。

1996年頃から各地の市民オンブズマンは、調査費の報告文書の情報公開を求めた。これに対して、仙台市や北海道は、その公開自体を拒否した。その根拠とするところは、「文書は、議会事務局が保管しており、知事部局には存在しない」というものであった。議会が情報公開の実施機関になっていなかったからだ。

そこで仙台市や北海道において、市長や知事を相手に非開示処分取消の訴えを提起した。「文書があるのに不存在」という理由は、裁判所や市民を納得させることができなかった。その結果、ようやく1997年にいって、「調査費収支決算報告書」が開示されるようになってきた。

ところが、問題はここに留まらなかった。開示された報告書からは、何も分らないのである。例えば仙台市の決算報告書は、収入の部として4項目、支出の部として10項目の欄があって、それぞれに金額が記載されているだけの、1枚きりの報告書にすぎない。札幌市でも、「印刷物作成費」「図書購入費」など4項目の金額を記入した報告書の提出だけで、領収書の添付は要求されなかった。仙台市や札幌市だと議員一人当たり年間400万円あまり。総支給額は、仙台市で2億9200万円、札幌市で3億2160万円。会派によっては、億を越える金額の税金の使途が、A4の紙切れ1枚の報告ですまされている、それらの

支出が本当になされたのか、裏付ける証拠は、何も出てこない。

しかも、この調査費の支出の当否を争うことが出来ない。なぜなら、そもそも調査費の使い道が分からないと、目的外の支出かどうか分からない。支出の特定ができないと、監査委員はそもそも監査の対象が明らかでないとして、監査を行わない。全国の多くの市民オンブズマンが、この調査費の不当性を認識しながら、監査や訴訟でこれを追求できないのだ。

2000年5月、地方自治法が改正され、調査費を支出する場合は、条例に基づくことが義務づけられた（同法第100条第12項、第13項、平成13年4月より施行）。このことにより、目的外使用をチェックするシステムに配慮がなされた自治体もあるにはある。しかし、実態は完全に各会派のノーチェックのところが多い。また条例制定に伴い、それまでの調査費を増額したり、安易な横並び意識で、今まで調査費を認めていなかった自治体が、政務調査費を設定したところもでてきた。

全国市議会議長会が平成13年9月に行った「政務調査費に関する調査結果」によると、全国693市議会（東京23区議会を含む）のうち、政務調査費に関する条例を制定している、あるいは制定を予定している市は、646市、全体の93.2%である。このうち、新たに政務調査費の支給を開始したのが84市、従前の政務調査費の額を引き上げた市は218市である。さらに重要なのは、収支報告書への領収書添付を義務づけていないのが、276市（全体の45.4%）もあり、収支報告書に対する議長の調査権を規定していないのが、実に446市（全体の73.5%）にもものぼる。

特に、政務調査費の金額が高額な（年間一人当たり100万円以上）各都道府県、政令指定都市、あるいは県庁所在市などは、報告書に経理帳簿や領収書等の添付を義務づけていない。報告書の提出を受けた議長や行政側は、計算ミスをチェックするだけである。市民には、これをチェックし、監査をする方法は、ほとんど残されていない。

この点について、議員側になぜ明らかにしないのか、と問うと、「議会の自立性」だとか、「他の会派に調査研究活動を知られたくない」などという弁明が聞かれる。しかしこんな事が、政務調査費の開示を拒絶する理由になどならない。

また「議員としての活動資金を伴うために政務調査費を流用することがある。」という声もある。しかし実際に活動資金が必要であれば、別に請求する

なり、歳費そのものを検討すべきで、政務調査費と混同すべきではない。政務調査費は、あくまで「研究・調査」のために税金から支給される補助金なのである。

議会といえども、税金を使う以上、説明責任をまっとうすべきである。むしろ議員は、自分たちがどのような活動をしてきたのか、それを市民の側に積極的にアピールすべきである。議会が議会の自立性を盾に、予算執行責任者である市長や知事のチェックをこばみ、監査委員も議会を聖域視してチェックしない現状が続けば、議会自体が腐敗することは目に見えている。その議会が市長や知事を監視することなど思いもよらない。行政調査費は、議会監視機能を喪失させるためにしゃぶらされたアメ玉となりかねない。

議員側は、「とにかく議員を信用してほしい。」というが、それは説明責任を全く尽くしていない。現に全国各地で、政務調査費を私的に流用した事例が報告されている。今回の私たちの全国調査でも、とても「研究・調査」とは言えないような使途が数多く指摘できる。

私たち市民オンブズマンも、手を拱いているわけにはいかない。確かに領収書が添付されていない多くの自治体では、政務調査費の使途についての特定が不十分で、監査請求することも困難を極める。この点については、とにかく各地で工夫を重ねていくことが重要である。

仙台市民オンブズマンは、平成 12 年度の仙台市行政調査費の中の活動費を目的外に使用しているとして、不当利得返還請求の住民訴訟を提起した。ここでは、調査費の支出のうち、旅費等への支出が異常に高額・高率で、それを隠れみものとして、第 2 の歳費として使っている疑いが強い、という主張を展開している。そして不正使用が疑われる以上、各党派が適正に使用しているという反論の根拠となる資料について、文書提出命令を申し立てている。札幌においても、一人の市議会議員の内部告発に基づいて、市民が監査請求を行い、現在住民訴訟を提起した。

政務調査費が補助金である以上、公益性が求められる。その公益性を担保するためには、目的外の違法・不当な支出に対する議会内部の自己監査体制が不可欠である。その上でさらに市民が、その中身をチェックし、監査委員に対して監査請求できることが必要である。市民のチェックのためには、透明性の確保が前提となる。そこで、今回ランキングを実施した。

政務調査費の透明度採点について

1 調査の目的・方法

政務調査費は地方自治法改正により平成13年度から各地の自治体で支出されているが、その用途の透明性は低く、市民が検証できるものになっていない。そこで、全国の自治体について政務調査費の支出内容が市民にどの程度明らかになっているかその透明度の現状を明らかにするために、全国の自治体の状況について透明度の採点をした。

全国各地の市民オンブズマン組織にそれぞれの地域で自治体に対し情報公開を求めるなどして平成13年度の政務調査費について、主に、会派や議員から提出された収支報告書とその添付書類を収集した。ほとんどの自治体は情報公開条例により公開請求を行ったが、一部の自治体では、収支報告書を一般の閲覧に供しているところもあった。

広島県・長崎県は議会が情報公開の対象外で情報提供のシステムもないことから、資料を収集できなかった。

収集した資料は、各自治体により全会派、全議員の資料の場合と、代表的なサンプルの場合とがあり、サンプルの場合は、必ずしも正確な評価とまらない可能性があるが、今回の全国の分析から会派や議員によって記載内容・添付書類に大きな違いはないことも明らかになっている。

対象自治体は、基本的に都道府県、政令指定都市、道庁所在地都市とし、それ以外に、各地の市民オンブズマン組織が情報公開に取り組んだ任意の市町村を対象とした。しかし政務調査費の全国ランキングは今回が初めてであり、急な取り組みでもあったことから、基本的な都市でも資料を収集できなかった地域もあり、完全なランキングとはなっていないが、全国の傾向を把握するには十分な数が収集できたものと思う。

2 採点の対象資料

政務調査費は、各自治体の条例で交付金額・条件を定めているが、交付申請を受けて交付決定があり、多くの自治体では4半期や半期ごとに政務調査費を交付している。会派や議員が受領した政務調査費は条例や規則で定められた科目ごとの用途基準に従って支出され、年度終了後に収支報告書を作成提出しなければならない。剰余があれば返還することになる。

従って、政務調査費に関する文書としては、交付申請、交付決定、収支報告書および会派に対して交付する場合は、会派届けなどが議会事務局に存在し、なお、収支報告書は多くの自治体で知事部局・市長部局の執行部にもその写しが送付されることになっている。

これらの文書のうち、市民から見て政務調査費の内容を把握するために重要な文書は収支報告書である。収支報告書には、収入・支出が記載されて報告されているが、支出について明細があれば市民が議員活動を把握できるし、これに領収書が添付されていれば支出内容を検証でき、議員も市民の目を意識して議員活動を行うことになる。

さらに、政務調査費を使用して行った議員活動の成果報告があれば、市民はより良く議員活動を理解できる。また、ほとんどすべての自治体で、政務調査費を用いて視察研修が行われているが、どこでどのような視察研修を行ったかについて視察報告があると、市民も議員の問題意識や成果を共有できる。

このようなことから，政務調査費の透明性を判断する資料として収支報告書について，活動成果の記載の有無・詳しさの程度，支出明細の有無・詳しさの程度，領収書等の証拠書類の有無・詳しさの程度，視察報告の有無・詳しさの程度について採点することとした。

3 交付の対象

政務調査費を会派に交付するのか議員に交付するのかという，交付対象は各自治体の条例で定めているが，次のように分類できる。

- (a)会派に交付し，一人会派を認めないもの
- (b)会派に交付し，一人会派を認めるもの
- (c)会派または議員に交付するもの（これは実質的には(b)と同じ）
- (d)議員に交付するもの
- (e)会派および議員に交付するもの

また，少数の自治体では，会派の規模により，会派事務職員の人件費を上乗せ支給している。政務調査費を議員に交付する自治体では，各議員ごとに収支報告等を行うことになるので，個別の議員活動を把握できる。会派に交付している場合に，会派が会派所属の議員に政務調査費を配布し，会派と議員間の支払い証明をもって支出を証する書類としている場合も散見される。

4 採点基準

(1) 政務調査費による全般的な活動成果の記載

政務調査費は，議員の調査活動に資するために交付されるものであるから，どのような調査活動を行い，どのような成果があったのかを市民に報告するのは当然のことである。しかし，残念ながら，多くの自治体でこの報告がなされておらず，今回は，ずいぶん甘い採点基準であるが，簡単な記述があれば5点，多少詳しく記載があれば10点として採点した。

(2) 支出明細の記載の有無，記載内容

収支報告書は条例や規則で定められた科目別に合計額を記載した報告だが，科目ごとの支出の明細が詳しく報告されていれば市民は支出内容を簡単に把握して内容を確認できる。

交付額が少ない場合は，領収書を確認して足りるが，多数の支出がある場合には領収書を分析して内容を把握するには長時間を必要とし，収支明細があれば市民の活動内容把握には大変便利である。

支出年月日・金額・債権者名・具体的な支出内容が記載された収支明細がある場合を20点とし，これよりも記載が簡略になるにしたがって減点している。ほとんどの自治体では科目別合計欄に備考欄を設けており，この備考欄に簡略な記載があれば5点とし，この簡略な記載もない場合を零点とした。ただし，今回の調査では唯一東京都が備考欄もなかった。

(3) 領収書等の証拠書類の添付

領収書等の証拠書類を添付するか否かは，条例や規則で定めており，その議会の判断により添付したりしなかったりしているため，この議会の判断を採点することになる。ただし，添付を必要とする自治体でも，ほとんど完全に債権者の領収書を添付している場合や，

旅費について旅費計算書ですましているもの、会派が議員に支出した支出証明ですましているもの、一部の科目や一定金額以上のみ領収書を添付しているもの、などのランクがあり、ほとんど完全に添付されている場合を20点とし、ランクによって減点した。

なお、一部の自治体では条例規則上は添付を要しないことになっているが、自主的に添付しているところもあった。

(4) 視察報告の有無

政務調査費の支出の相当部分を視察研修の旅費に用いているので、この視察研修について視察目的・内容・成果・感想などの視察報告を添付しているか否かについて採点したが、多くの自治体で視察スケジュールすら不明であることから、視察報告はなくともその他の添付書類で視察スケジュール(日時、訪問先など)が分かる場合を5点とし、視察報告がある場合をその詳しさによってランク付けした。

(5) 採点の留意事項

- (a) 会派や議員により記載内容や添付書類についてバラツキがある自治体については、過半数を占め平均的と思われるものについて採点を行った。バラツキのある自治体は少なく、小規模の自治体で議員に支出している場合などにバラツキがあったり、一部の会派が自主的な判断でより詳しい報告を行っているなどの例が見られた。
- (b) 領収書を収支報告書に添付していない自治体では、領収書について保管期間を定めて各議員に保管義務を負わせ、議長に必要に応じ調査権限を与えているところが多い。しかし、このようなシステムは市民にとっては透明度はなく、収支報告書に添付されていない限り零点とした。
- (c) 会派や議員の視察については、前もって議長に視察を届け出て、事後に報告を提出することになっている場合が多い。したがって、これらの文書を公開請求し、政務調査費の収支報告と照合すれば、収支報告書に添付がなくとも視察内容は判明する。しかし、今回は、あくまでも市民が政務調査費の収支報告書を見た場合に議員活動をどの程度把握できるかという視点で採点したので、これらは考慮に入れていない。
- (d) 本来は、政務調査費の使途が合理的かどうかの問題であるが、使途の合理性を判断するには透明度が高くなければ不可能であり、今回は、使途については、参考程度に検討することとし、採点としては透明度に関するものに絞った。

5 採点の結果(点数はいずれも100点満点に換算した点数)

(1) 全体の傾向

(a) 対象自治体

都道府県・政令指定都市59自治体のうち、島根県については資料収集ができず、広島県、長崎県、宮崎県は議会が情報公開対象となっていないので、これら5自治体を除く54自治体について採点した。

県庁所在都市(政令市を除く)32自治体のうち、盛岡市、甲府市、那覇市、徳島市、奈良市、長野市、長崎市、福井市、岐阜市について資料収集ができず、これらを除く22自治体について採点した。

その他、任意参加として各地のオンブズマン組織が地方都市の政務調査費の資料を収集した自治体が83自治体あり、これらを採点した。次に述べるように、政務調査費の交付金額、

透明度は自治体の規模により顕著に差があることが、これら任意参加の各都市の採点から判明している

(b) 交付金額

調査した自治体全体の政務調査費の交付額（注）の総額は約193億円である。そのうち、都道府県と政令指定都市が約171億円と89%を占めており、これに県庁所在都市（政令指定都市を除く）の約15億円を加えると96%に達する。その他の市町村は、調査した自治体数は、都道府県・政令市・県庁所在都市の合計を上回っているが、交付総額は約7億円と4%弱に過ぎない。

（注：交付額は、条例で定めた金額に議員数をかけて算出したもので、実際の交付額とは異なる。違いが生じる理由は、交付請求を行わない会派・議員がある場合（小規模自治体では議員の考え方により請求しない議員もいる）、交付額に満たない支出の場合に返還している場合、などによる。これらを考慮して実際の交付額を算出することは膨大な手間暇がかかるため行えなかった。ただ、全体の傾向は、計算上の交付額でも十分に把握できる。）

当然に一人あたりの交付額平均でも、都道府県・政令指定都市は約485万円、県庁所在都市は約150万円、その他市町村は約35万円と大きな差がある。

(b) 交付額の多い自治体の透明度がより低い。

一人あたり交付額が720万円と全国トップの東京都と大阪市がいずれも透明度ゼロとなっていることに象徴されるように、交付額の多い自治体の透明度が非常に低い。都道府県・政令指定都市の最高点は滋賀県の38点と最高点ですら50点にも達しておらず、20点以下が87%と一人あたり交付額が極めて多いにもかかわらず透明度は非常に低く、領収書・視察報告を添付している自治体はまったくなく、都道府県・政令市の間では活動成果と支出明細の2項目だけのランキング争いとなった。

(c) 全体の透明度が非常に低い。

調査自治体の55%が20点以下であり、全体の平均点は27点にしかならなかった。零点が9自治体あった。今回の採点では収支報告書の備考欄に多少でも記載があれば零点とはならないことからすると手抜きが過ぎるだろう。

(2) 活動成果の記載

政務調査費は議員活動に資するために交付されており、貴重な市民の税金を使用してどのような活動を行い、どのような成果があったのが市民に報告することが当然であるが、活動成果・実績報告を行っている自治体が非常に少ない。極めて簡単な報告も含めて全体の13%の自治体しか記載されていないし、記載されている自治体でも記載内容は非常に不十分なところが多い。

今回の採点では、そもそも記載している自治体が少ないことから、簡単な活動報告・成果報告があれば5点とし、多少記載が多い自治体（たとえそれが箇条書きの羅列であっても）は10点としたが、市民に活動が分かるような記載という観点からするとほとんど不合格である。

このような中で特筆すべきは、長野県で、非常に詳しい実績報告書が添付され、例えば、知事不信任で著名となった県政会の報告書は、会派の活動に加えて知事や各部局に対する要

望事項まで記載しており，今回のみならず今後も継続してもらいたい模範例である。

(3) 支出明細の記載

何らの明細を記載していない自治体は少なく9%(15自治体)であった。今回は，収支報告書の備考欄に簡略であっても何か記載してあれば点数を与えている。本来は，このような簡略な記載では実際に何に支出したのかは不明であり，市民が議員活動を把握するには極めて不十分である。この備考欄に簡略な記載しかしていない自治体が52%もある。支出年月日・金額を特定した明細を添付している自治体は18%であった。

支出明細の記載については，都道府県・政令指定都市，県庁所在都市，その他の市町で大きな違いは見られず，交付金額の少ないその他市町でも記載なし(零点)と簡略記載(5点)が過半数の61%を占めている。

(4) 領収書等の添付

全く領収書等を添付していない自治体は64%となっている。都道府県・政令指定都市では領収書を添付している自治体は皆無であった。県庁所在都市では，82%がまったく添付していない。その他市町では，64%の自治体は何らかの証拠書類を添付している。交付金額が多くなると領収書を添付する手間暇が大変ということなのであろうか。しかし，多くの自治体は領収書を添付書類としていない場合でも，各会派や議員に領収書の保管義務を定めており，領収書を整理・保管しなければならないのであるから，その領収書のコピーの手間を惜しんでいるに過ぎない。

(5) 視察報告の記載

75%の自治体で視察報告が添付されておらず，18%しか視察報告が添付されていない。これも都道府県・政令指定都市では皆無である。ただし，視察報告を添付している自治体では克明に視察内容と感想を記載し，さらに写真もつけるなど(政務調査費で購入したデジカメの有効利用?)力作も多く見られた。このような自治体では，議員の考え方なども把握できる。

6 改善すべき事項

(1) 支出明細および領収書を添付する。

政務調査費は議員報酬に加えて議員活動に資するために交付されているもので，条例・規則により支出科目と支出基準が定められている。したがって，支出明細を記載することで支出基準に適合しているか否か自ら検証し，この支出の証拠を整理しておくことは最低限の義務であろう。そしてこの義務は，ただ単に自分さえ分かっていたらよいというものではなく，納税者に対し説明すべき義務でもある。

(2) 活動報告を添付する。

政務調査費は必要がある事項について支出をして，必要がなければ返還すべきものである。したがって，支出した事項についてその必要性を説明すべきことも当然である。換言すれば，必要性を説明できない支出はすべきでないのである。この必要性の説明とは，どのような事項について，どのような問題意識に基づいて，どのような調査を行い，どのような成果があったのか，ということである。このような意味での活動成果・実績報告は非常に少なかった。

(3) 視察報告を添付する。

政務調査費を視察研修に支出している例が多いが、これもその視察の必要性についての説明が当然に行われるべきである。議員については、各種委員会の視察旅費が支出されており、議会活動に必要な行政視察については公費で負担されている。これに加えて、会派・議員として特別に出張視察が必要であるなら、どのような問題意識に基づいて視察を行ったのか是非とも市民に説明してもらいたいものである。

(4) 会派あるいは議員の独自性を発揮すべきである。

今回の採点で、会派あるいは議員により独自に詳しく、あるいは簡略に報告しバラツキがあり採点に苦労した例もあったが、大部分は会派あるいは議員の個性は見られず各自自治体のレベルに合わせて一様な報告であり、採点者にとっては苦労を強いられない例が多かった。

条例・規則は報告書の最低限の条件を定めているだけであるから、この条件を満たした上でいろいろな個性が現れてしかるべきである。例えば、県政だよりに年間400万円も支出している例があったが、これなどはその立派な県政だよりを添付するとか、あるいは、ホームページの作成・更新料に相当額を支出している例もあったが、そのホームページを印刷し添付するなどできるだろう。

政務調査費ランキング採点基準

| 政務調査費による全般的な活動成果の記載 | | | |
|------------------------------|----|---|--|
| 10 点 | 10 | | 政務調査費による活動成果，活動内容の記載がある |
| | 5 | | 簡単な（数行程度の）政務調査費による活動成果，活動内容の記載がある |
| | 0 | × | 政務調査費による活動成果，活動内容の記載がまったくない |
| 科目ごとの集計の他に収支明細の記載があるか否か，記載内容 | | | |
| 20 点 | 20 | | 支出年月日・金額・債権者名・具体的な支出内容が記載された支出内訳がある |
| | 15 | | 支出年月日・金額・内容について支出内訳の記載があるが，債権者名・具体的な支出内容の記載はない |
| | 10 | | 科目の内訳について概要・金額の記載があるが，支出年月日などによる特定はない。 |
| | 5 | | 科目内訳について概要の記載があるが，内訳金額の記載はない（多くは，報告書の備考欄記載）。 |
| | 0 | × | 科目別の合計のみで，何らの内訳の記載がない。 |
| 領収書等の証拠書類の添付 | | | |
| 20 点 | 20 | | 領収書等が徴収不可能なものを除き，ほとんどの支出について債権者の領収書がある。 |
| | 15 | | 多くの支出について領収書の添付があるが，領収書の徴収が可能である支出について自己証明で代えているものなどがある。 |
| | 5 | | 部分的な科目あるいは一定金額以上について領収書等が添付されている，あるいは，ほとんどの証拠資料が会派と議員間の支払証明などの自己証明であるもの。 |
| | 0 | × | 何ら支出を証明するものが添付されていない。 |
| 政務調査費による視察報告の有無 | | | |
| 15 点 | 15 | | 視察研修について詳しい報告が添付されている。 |
| | 10 | | 視察研修について簡単な報告が添付されている。 |
| | 5 | | 視察研修についてスケジュールは分かるもの。 |
| | 0 | × | 何も分からないもの。 |
| 65 点 | | | |

政務調査費透明度全国ランキング(得点順・都道府県)

| 順位 | 都道府県 | 一人あたり年額(会派分) | 会派支出の対象 | 会派に加えて議員に支出する場合の議員年額 | 一人あたり合計年額 | 議員数 | 年額×議員数 | 収支報告書の記載内容 | | | 添付書類の内容 | | | 合計点 | 100点満点に換算 | | |
|----|------|--------------|---------|----------------------|------------|-----|--------------|---------------|-----|-----|---------------|-----|-----|-----|-----------|----|----|
| | | | | | | | | 活動成果の記載の有無(ア) | (イ) | (ロ) | 領収書等の証拠の有無(ウ) | (エ) | (オ) | | | | |
| 1 | 滋賀県 | ¥1,800,000 | | 1,800,000 | ¥3,600,000 | 48 | ¥172,800,000 | | 10 | | 15 | x | 0 | x | 0 | 25 | 38 |
| 2 | 山形県 | ¥3,720,000 | 会派 | | ¥3,720,000 | 49 | ¥182,280,000 | | 10 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 20 | 31 |
| 2 | 長野県 | ¥3,720,000 | 会派 | | ¥3,720,000 | 62 | ¥230,640,000 | | 10 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 20 | 31 |
| 4 | 鹿児島県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 54 | ¥194,400,000 | | 10 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 15 | 23 |
| 4 | 愛媛県 | ¥3,960,000 | 会派 | | ¥3,960,000 | 50 | ¥198,000,000 | | 10 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 15 | 23 |
| 4 | 宮城県 | ¥4,200,000 | 会派 | | ¥4,200,000 | 63 | ¥264,600,000 | | 10 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 15 | 23 |
| 4 | 兵庫県 | ¥2,400,000 | 会派 | 3,600,000 | ¥6,000,000 | 92 | ¥552,000,000 | | 5 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 15 | 23 |
| 8 | 徳島県 | ¥1,200,000 | 会派 | 1,800,000 | ¥3,000,000 | 42 | ¥126,000,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 沖縄県 | ¥1,800,000 | 会派 | 1,200,000 | ¥3,000,000 | 48 | ¥144,000,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 高知県 | ¥1,680,000 | 会派 | 1,680,000 | ¥3,360,000 | 41 | ¥137,760,000 | | 5 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 茨城県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 66 | ¥237,600,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 香川県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 44 | ¥158,400,000 | | 10 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 熊本県 | ¥3,600,000 | 議員 | | ¥3,600,000 | 55 | ¥198,000,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 青森県 | ¥3,720,000 | 会派 | | ¥3,720,000 | 49 | ¥182,280,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 岩手県 | ¥3,720,000 | | | ¥3,720,000 | 50 | ¥186,000,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 秋田県 | ¥720,000 | 会派 | 3,000,000 | ¥3,720,000 | 49 | ¥182,280,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 新潟県 | ¥792,000 | 会派 | 3,168,000 | ¥3,960,000 | 60 | ¥237,600,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 岐阜県 | ¥3,960,000 | 議員 | | ¥3,960,000 | 51 | ¥201,960,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 三重県 | ¥1,800,000 | | 2,160,000 | ¥3,960,000 | 55 | ¥217,800,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 福島県 | ¥4,200,000 | 会派 | | ¥4,200,000 | 60 | ¥252,000,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 山口県 | ¥4,200,000 | 議員 | | ¥4,200,000 | 53 | ¥222,600,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 北海道 | ¥1,200,000 | 会派 | 5,160,000 | ¥6,360,000 | 110 | ¥699,600,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 8 | 神奈川県 | ¥6,360,000 | 会派・議員 | | ¥6,360,000 | 107 | ¥680,520,000 | x | 0 | | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 24 | 鳥取県 | ¥3,000,000 | 議員 | | ¥3,000,000 | 38 | ¥114,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 山梨県 | ¥600,000 | 会派 | 2,760,000 | ¥3,360,000 | 42 | ¥141,120,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 栃木県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 55 | ¥198,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 群馬県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 57 | ¥205,200,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 富山県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 45 | ¥162,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 石川県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 48 | ¥172,800,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 福井県 | ¥3,600,000 | | | ¥3,600,000 | 38 | ¥136,800,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 奈良県 | ¥600,000 | | 3,000,000 | ¥3,600,000 | 48 | ¥172,800,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 和歌山県 | ¥720,000 | | 2,880,000 | ¥3,600,000 | 47 | ¥169,200,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 佐賀県 | ¥3,600,000 | | | ¥3,600,000 | 38 | ¥136,800,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 大分県 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 47 | ¥169,200,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 岡山県 | ¥4,200,000 | 議員 | | ¥4,200,000 | 56 | ¥235,200,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 千葉県 | ¥600,000 | 会派 | 4,200,000 | ¥4,800,000 | 98 | ¥470,400,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 静岡県 | ¥5,400,000 | 会派 | | ¥5,400,000 | 78 | ¥421,200,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 埼玉県 | ¥6,000,000 | 会派 | | ¥6,000,000 | 94 | ¥564,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 愛知県 | ¥6,000,000 | 会派 | | ¥6,000,000 | 107 | ¥642,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 京都府 | ¥1,200,000 | | 4,800,000 | ¥6,000,000 | 65 | ¥390,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 福岡県 | ¥6,000,000 | 会派 | | ¥6,000,000 | 89 | ¥534,000,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 24 | 大阪府 | ¥1,200,000 | 会派 | 5,880,000 | ¥7,080,000 | 112 | ¥792,960,000 | x | 0 | | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 43 | 東京都 | ¥7,200,000 | 会派 | | ¥7,200,000 | 127 | ¥914,400,000 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | 0 | 0 |

合計 ¥12,601,200,000

| | |
|---------|-------------|
| 議会公開対象外 | 広島県・長崎県・宮崎県 |
| 資料未収集 | 島根県 |

政務調査費透明度全国ランキング（得点順・政令指定都市）

| 順位 | 都道府県 | 一人あたり年額（会派分） | 会派支出の対象 | 会派に加えて議員に支出する場合の議員年額 | 一人あたり合計年額 | 議員数 | 年額×議員数 | 収支報告書の記載内容 | | | 添付書類の内容 | | | 合計点 | 100点満点に換算 | |
|----|------|--------------|---------|----------------------|------------|-----|--------------|---------------|------------|---------------|------------|---|---|-----|-----------|----|
| | | | | | | | | 活動成果の記載の有無(ア) | 支出明細の有無(イ) | 領収書等の証拠の有無(ウ) | 視察報告の有無(エ) | | | | | |
| 1 | 神戸市 | ¥4,560,000 | | | ¥4,560,000 | 72 | ¥328,320,000 | 10 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 1 | 川崎市 | ¥5,400,000 | 会派 | | ¥5,400,000 | 64 | ¥345,600,000 | x | 0 | 10 | x | 0 | x | 0 | 10 | 15 |
| 3 | 千葉市 | ¥3,600,000 | 会派 | | ¥3,600,000 | 56 | ¥201,600,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 福岡市 | ¥4,200,000 | 会派 | | ¥4,200,000 | 62 | ¥260,400,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 仙台市 | ¥4,560,000 | 会派 | | ¥4,560,000 | 64 | ¥291,840,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 北九州市 | ¥4,560,000 | | | ¥4,560,000 | 63 | ¥287,280,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 札幌市 | ¥4,800,000 | 会派 | | ¥4,800,000 | 68 | ¥326,400,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 京都市 | ¥1,680,000 | 会派 | 4,800,000 | ¥6,480,000 | 72 | ¥466,560,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 横浜市 | ¥6,600,000 | 会派 | | ¥6,600,000 | 92 | ¥607,200,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 3 | 名古屋市 | ¥6,600,000 | 会派 | | ¥6,600,000 | 78 | ¥514,800,000 | x | 0 | 5 | x | 0 | x | 0 | 5 | 8 |
| 11 | 広島市 | ¥4,080,000 | 会派 | | ¥4,080,000 | 60 | ¥244,800,000 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 大阪市 | ¥7,200,000 | 会派 | | ¥7,200,000 | 90 | ¥648,000,000 | x | 0 | x | 0 | x | 0 | 0 | 0 | 0 |

合計 ¥4,522,800,000

| 総額 | | |
|--------------|-----------------|---|
| 43都道府県 | ¥12,601,200,000 | ・長崎県 会派に一人当たり月4万、個人に月26万円 議員52人で1億8720万円 |
| 広島県 | ¥294,000,000 | ・広島県 会派に一人当たり月35万円 議員70人で2億9400万円 |
| 長崎県 | ¥187,200,000 | ・宮崎県 月30万円 議員43人で1億5480万円 |
| 宮崎県 | ¥154,800,000 | ・島根県 会派に月3万、個人に27万 議員41人で1億4760万円 |
| 島根県 | ¥147,600,000 | |
| 47都道府県計 | ¥13,384,800,000 | |
| 12政令市計 | ¥4,522,800,000 | |
| 都道府県 + 政令市総計 | ¥17,907,600,000 | |